平成 21 年 12 月 15 日

各　　位

会　社　名　　株式会社大阪証券取引所
代表者名　取締役社長　米田　道生
（コード 8697　ヘラクレス　スタンダード）
お問合せ先　　経営企画グループ（広報）
（ＴＥＬ　（０６）４７０６－０８００）

# 株式会社大阪証券取引所と株式会社ジャスダック証券取引所の合併（簡易合併・略式合併）について

平成 21 年 12 月 15 日開催の当社取締役会において，当社は，平成 22 年 4 月 1 日を期日として，金融商品取引法上の認可を条件に，下記のとおり株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック」）と合併することを決定いたしましたので，お知らせいたします。なお，本合併は 100%子会社の簡易吸収合併であるため，開示事項・内容を一部省略して記載しています。

記

## １．合併の目的

当社は，新興市場統合による市場の信頼性向上やシステム統合による市場運営の効率化等を目的として，平成 20 年 12 月 25 日にジャスダックを子会社化し，本年 9 月にはジャスダックによる当社システムの利用を開始する等，目的の実現のための作業を進めています。

間接部門の一本化等により，両社の統合シナジーを最大化させることができるとともに，今まで以上の経営資源を新興市場の信頼性，効率性の向上に振り向けることが可能となることから，両社の合併を決定したものです。

## ２．合併の要旨

### （１）合併の日程

| | |
|---|---|
| 合併決議取締役会 | 平成 21 年 12 月 15 日（火） |
| 合併契約締結 | 平成 21 年 12 月 15 日（火） |
| 合併の予定日（効力発生日） | 平成 22 年 4 月 1 日（木） |

（注）本合併は，会社法第 796 条第 3 項に定める簡易合併及び同法第 784 条第 1 項に定める略式合併の規定により，当社及びジャスダックにおいて合併契約に関する株主総会の承認を得ること無く行うものです。

（2）合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で，ジャスダックは解散します。

（3）合併に係る割当ての内容

当社は，ジャスダックの全株式を所有しているため，本合併に際して金銭等の交付は行いません。

（4）消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ジャスダックは，新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3．合併当事会社の概要（平成21年3月31日時点）

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1) | 商号 | 株式会社大阪証券取引所<br>（存続会社） | 株式会社ジャスダック証券取引所<br>（消滅会社） |
| (2) | 事業内容 | 取引所金融商品市場の開設・運営及び金融商品債務引受業等 | 取引所金融商品市場の開設・運営等 |
| (3) | 設立年月 | 昭和24年4月 | 昭和51年6月 |
| (4) | 本店所在地 | 大阪市中央区 | 東京都中央区 |
| (5) | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長<br>米田 道生 | 代表執行役社長<br>松本 学 |
| (6) | 資本金 | 4,723,260,000円 | 1,030,400,000円 |
| (7) | 発行済株式数 | 270,000株 | 1,000,000株 |
| (8) | 純資産 | 46,396百万円（連結） | 8,889百万円（連結） |
| (9) | 総資産 | 507,508百万円（連結） | 12,608百万円（連結） |
| (10) | 決算期 | 3月31日 | 3月31日 |
| (11) | 大株主及び持株比率（注） | THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A.LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT 6.71%<br>NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LTD RE NORWEGIAN CLIENTS ACCOUNT 5.24%<br>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）3.56%<br>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）2.86%<br>THE CHASE MANHATTAN BANK 385036 2.79% | 株式会社大阪証券取引所 100% |

(注)大株主及び持株比率は平成21年9月30日時点。

４．合併後の状況

当社の商号，事業内容，本店所在地，代表者の役職・氏名，資本金及び決算期に変更はありません。

５．当社の業績に与える影響

本合併による当社業績への影響は軽微です。

６．基準日設定

合併に係る株式買取請求権を行使することができる株主を確定するため，平成 22 年 1 月 4 日を基準日と定め，同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって，上記株式買取請求権を行使することができる株主といたしました。

以　上